

京都市地域水道条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第70号）（総合企画局プロジェクト推進室）

次のとおり地域水道を設置することとしました。

名 称	給 水 区 域
大 原 簡 易 水 道	京都市左京区大原戸寺町，同区大原上野町，同区大原大長瀬町，同区大原来迎院町，同区大原勝林院町，同区大原古知平町，同区大原草生町，同区大原野村町，同区大原井出町，同区大原小出石町及び同区八瀬花尻町の各一部

この条例は，市規則で定める日から施行することとしました。

京都市地域水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第 70 号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例

京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。

別表雲ヶ畑簡易水道の項の次に次の1項を加える。

大原簡易水道	京都市左京区大原戸寺町，同区大原上野町，同区大原大長瀬町，同区大原来迎院町，同区大原勝林院町，同区大原古知平町，同区大原草生町，同区大原野村町，同区大原井出町，同区大原小出石町及び同区八瀬花尻町の各一部
--------	---

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

(総合企画局プロジェクト推進室)